

2014 年 2 月 25 日

加盟団体・各種連盟

理事長 各位

公益財団法人日本バスケットボール協会

専務理事 星 芳樹

[公印省略]

登録証 (JBA ポイントカード) の継続利用に関するお知らせ

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2014 (平成 26) 年度より、登録証 (JBA ポイントカード) の発行対象が変更になります。

前年度と同一チームに継続して登録を行った場合、2013 (平成 25) 年度に発行した登録証を継続してご利用 (※) いただくこととし、前年度と別のチームで登録した場合や初めて選手登録を行った場合には、新しい登録証を発行いたします。

詳細は別紙の通りとなりますのでご確認ください。

ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

※前年度と同一チームで継続して登録した場合、登録証に貼り付けるシールを発行いたします。

(有効期限が更新されています。)

< 添付資料 >

- ・登録証 (JBA ポイントカード) の継続利用について
- ・登録証 (JBA ポイントカード) 発行対象について

※上記の資料は TeamJBA 一斉メールにて、今年度所属チーム・競技者 (メールアドレスが登録されている場合) 宛に配信いたします。

< 本件に関するお問合せ >

公益財団法人日本バスケットボール協会 総務部 (担当: 関根)

TEL 03-3779-3101 (平日 9:30~17:30) / MAIL jba-ga@basketball.or.jp

以上